



島根県報

平成26年6月10日（火）

号外第85号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 4

告 示

島根県告示第357号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年6月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	桜江金城線	浜田市金城町追原59番6地先から同55番2地先まで	前	A	メートル 4.60～14.20	メートル 156.40	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
			後	A	4.60～14.20	156.40	
				B	20.00～77.40	140.50	
"	"	浜田市金城町追原72番2地先から同59番6地先まで	前	A	5.80～22.30	157.60	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
				B	11.40～17.30	157.70	
			後	A	5.80～22.30	157.60	
				B	11.40～29.10	166.40	
"	田所国府線	浜田市金城町追原5番1地先から同73番5地先まで	前	A	3.90～15.30	303.60	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
			後	A	3.90～15.30	303.60	
				B	7.50～32.80	217.50	
		浜田市金城町追原73番	前	A	5.80～22.30	111.60	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
				B	11.40～17.30	157.70	

浜田県土整備事務所

”	”	5 地先から同72番 2 地先まで	A	5.80～ 22.30	111.60	道路改良工事 ダブルウェイ
			後 B	11.40～ 21.60	114.90	

島根県告示第358号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年 6 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	弥栄旭インター線	浜田市金城町小国ハ407番2地先から同ハ276番3地先まで	メートル 313.00	平成26年 6月10日	浜田県土整備 事務所	
〃	〃	浜田市金城町小国ハ308番2地先から同ハ396番1地先まで	138.00	平成26年 6月10日		